

# 千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜 学区外からの出願手続き（校長承認）について

千葉市教育委員会学校教育部教育改革推進課長

## 1 対象者

千葉市立稲毛国際中等教育学校は、市内在住の小学生のために千葉市が設置した中等教育学校です。そのため、通学区域（学区）は「千葉市内」となり、保護者ととともに千葉市内に居住し、卒業まで居住し続けることが出願の要件になります。本来、千葉市外に居住されている方には出願資格はありません。

ただし、一家転住や転勤等に伴い、出願までに市内に居住場所を確保し、3月末日までに市内への転居が確実な者は、中等教育学校長の承認を受けることにより、特例として出願が認められます。

この制度は、中等教育学校長が審査するものですので、審査の結果、承認できない場合もあります。また、出願資格のない者が、申請することにより誰でも受検資格を得られるような手続きではありません。「中等教育学校に合格したら、そのときは千葉市に転居する」「中等教育学校に合格したら、千葉市の実家に子どもだけ転居させて通学させる」等は、出願資格がありません。

出願を考えている場合は、9月以降（遅くとも出願日までに）、教育委員会担当（電話043-245-5914）までご連絡ください。なお、保護者が海外勤務の場合もご相談ください。

## 2 校長承認に必要な書類

転居が確実なことを証明するために、次の（1）～（3）の書類を通常の出願書類と一緒に提出し、中等教育学校長の承認を得なければなりません。

### （1）入学志願証明書（様式4）

入学の日までに確実に保護者ととともに千葉市に住所を移し、その後も引き続き千葉市内に居住することを、現在在籍している小学校等の校長が証明するものです。

在籍小学校等の校長と保護者で十分に話し合いをしてください。

保護者 ⇒ 小学校等（証明・校長印押印）⇒ 保護者 ⇒ 中等教育学校（出願）

### （2）誓約書（様式5）

入学の日までに確実に保護者ととともに千葉市に住所を移し、その後も引き続き千葉市内に居住することを、保護者が誓約するものです。

転居の理由は、詳細にご記入ください。審査のための重要な資料になります。

保護者（記入・署名捺印）⇒（小学校等（確認）⇒保護者⇒）中等教育学校（出願）

(3) 転入予定を証明する書類（例） ※具体的には、担当にご相談ください。

① 新たに住宅を所有する場合

建築確認通知書、工事請負契約書、売買契約書、登記簿謄本等の写し 等

② 新たに住居を賃貸借する場合

賃貸借契約書、公営住宅等は入居決定通知書、会社等からの入居予定証明書等の写し 等

③ 特別な事由により親類宅に保護者とともに転居する場合

転居先の住民票の写し 等

※「特別な事由」については、誓約書の理由欄に詳しくご記入ください。

### 3 その他

(1) 出願時まで、転入先の住所が千葉市内に確定していなければなりません。 もし、書類が不備な場合は、中等教育学校長の承認が受けられません。

学区（千葉市）外からの志願者は、入学許可候補者に決定した場合、原則として3月末日までに「住民票記載事項証明書」を中等教育学校長に提出していただきます。（3月末日までの提出が難しいときはご相談ください。）

入学後に現況確認のための家庭訪問を実施します。

(2) 虚偽の方法により、中等教育学校長の承認を受けたことが明らかになった場合は、承認を取り消します。その際は入学者選抜検査を受けることはできません。また、選抜により入学許可候補者に決定しても、入学許可候補者の決定を取り消すことがあります。

(3) 県外・海外等遠方から受検する場合、郵送する選抜結果通知の到着が遅れる場合がありますので、ウェブサイト掲載による発表で確認してください。（入学確約書をFAXで送ることも可能ですので、事前にご相談ください。）

(4) 住民票記載事項証明書について

入学許可候補者に決定した者のみ提出してください。（出願時に提出する必要はありません。）

保護者（記入）⇒ 区役所等 ⇒ 保護者 ⇒ 中等教育学校（提出・原則3月末まで）